

議案第28号

平成29年2月17日提出

松山市長 野志克仁

・ 松山市国民健康保険条例の一部改正について

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松山市国民健康保険条例（昭和35年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条の10第1項第1号中「第32条の9」を「第32条の9の2」に改める。

附則第6項中「第1号」を削り、「並びに地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」との次に「、同項第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額の算定」とを加える。

附則第10項中「平成28年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第15項から第20項までを削る。

附則第14項中「第1号」を削り、「並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」との次に「、同項第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の算定」とを加え、同項を附則第16項とする。

附則第13項中「第1号」を削り、「並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」との次に「、同項第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の算定」とを加え、同項を附則第15項とする。

附則第12項の次に次の2項を加える。

(特例適用利子等に係る保険料の算定の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所

得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第13条及び第19条第1項の規定の適用については、第13条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第19条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、同項第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は特例適用利子等の額の算定」とする。（特例適用配当等に係る保険料の算定の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第13条及び第19条第1項の規定の適用については、第13条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第19条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、同項第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は特例適用配当等の額の算定」とする。

付 則
(施行期日)

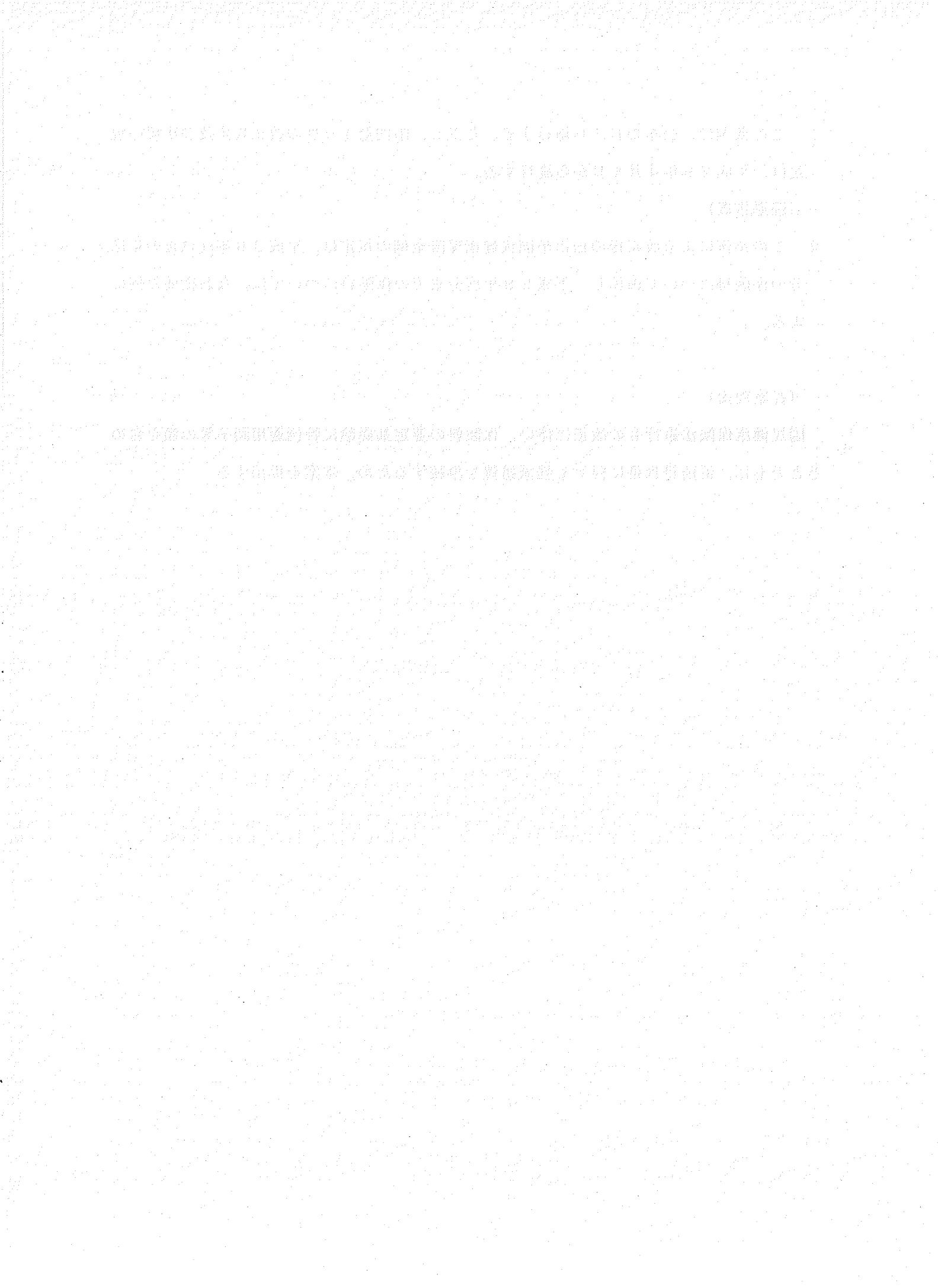
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第10項の改正規定及び次項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の松山市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の算定基礎額に特例適用利子等の額を含めるとともに、低所得世帯に対する軽減措置を継続するため、本案を提出する。



議案第29号

平成29年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市社会福祉施設整備審査会条例の一部改正について

松山市社会福祉施設整備審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市社会福祉施設整備審査会条例の一部を改正する条例

松山市社会福祉施設整備審査会条例（平成24年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6人」を「18人」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(部会)

第8条 審査会は、必要に応じて部会を置くことができる。

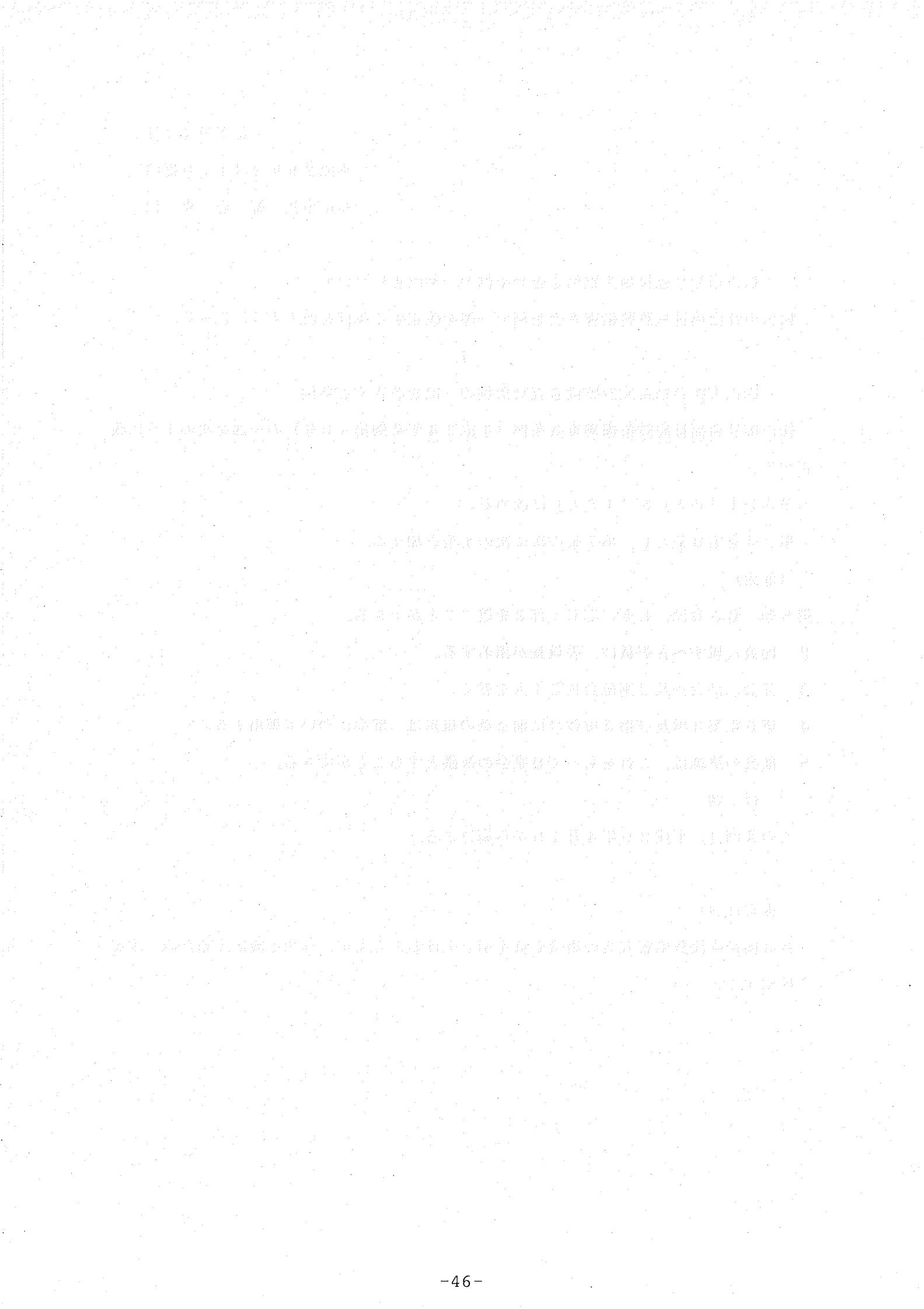
- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。
- 4 第5条第3項及び第5項並びに前2条の規定は、部会について準用する。
- 5 部会の決議は、これをもって審査会の決議とすることができる。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

社会福祉施設整備審査会の委員定数を引き上げるとともに、部会を設置するため、本案を提出する。



議案第30号

平成29年2月17日提出

松山市長 野志克仁

松山市保育所条例の一部改正について

松山市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市保育所条例の一部を改正する条例

松山市保育所条例（昭和39年条例第11号）の一部を次のように改正する。

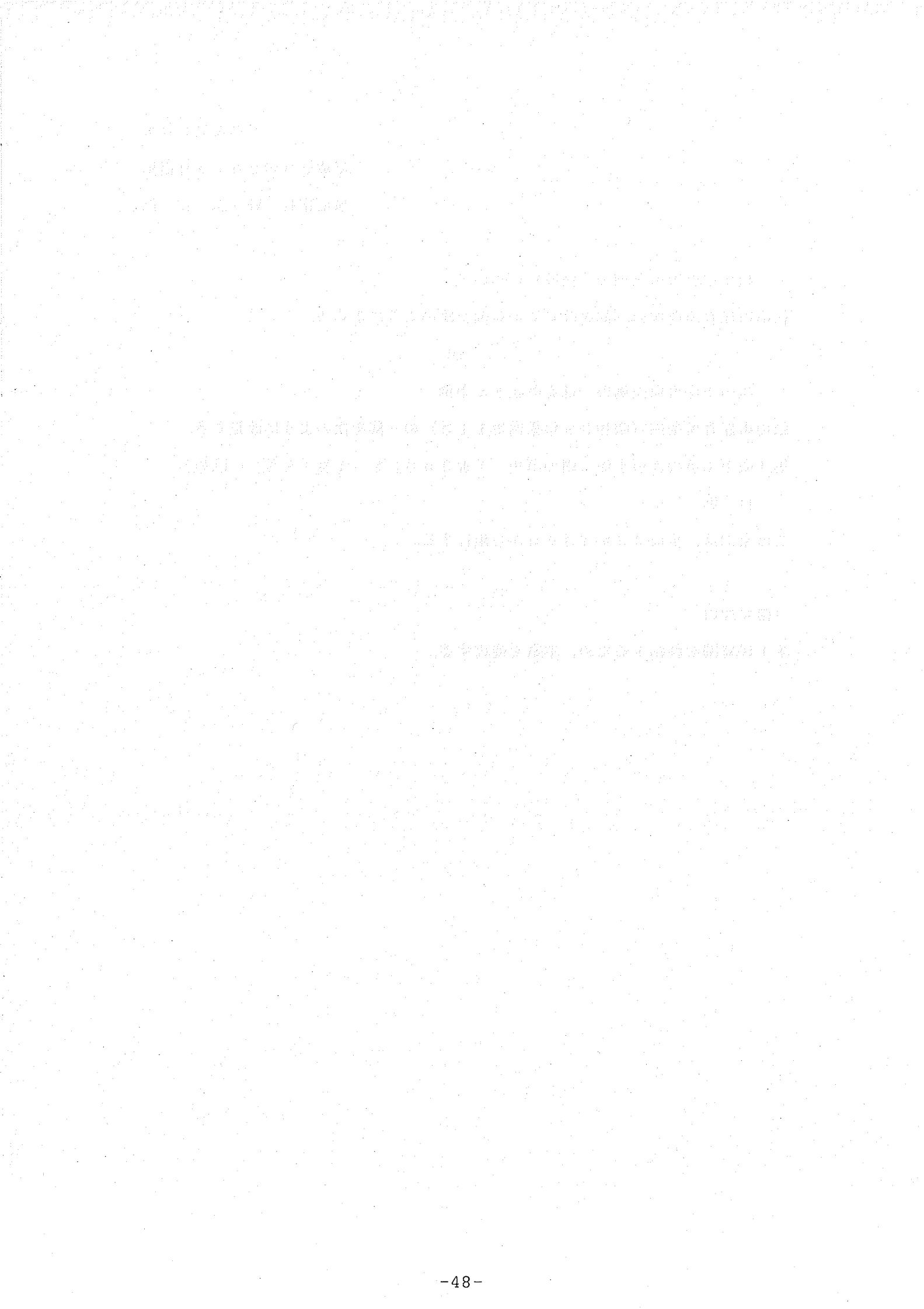
第4条第1項の表余土保育園の項中「1番35号」を「1番19号」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

余土保育園を移転するため、本案を提出する。



議案第31号

平成29年2月17日提出

松山市長 野志克仁

松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部改正について

松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市自転車等の駐車対策に関する条例の一部を改正する条例

松山市自転車等の駐車対策に関する条例（平成7年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号の表名称の項の次に次のように加える。

松山市役所第四別館前駐輪場	松山市三番町六丁目6番地3	一時利用
---------------	---------------	------

第14条第2項第2号の表に次のように加える。

花園町通り路上駐輪場	松山市花園町	一時利用
道後温泉駅前第一路上駐輪場	松山市道後町一丁目	一時利用
道後温泉駅前第二路上駐輪場	松山市道後湯之町	一時利用

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

松山市役所第四別館前駐輪場等を設置するため、本案を提出する。

第五章 地理學研究方法

地理學研究方法，就是地理學家在研究地理問題時所用的科學方法。

地理學研究方法，就是地理學家在研究地理問題時所用的科學方法。

地理學研究方法，就是地理學家在研究地理問題時所用的科學方法。

地理學研究方法，就是地理學家在研究地理問題時所用的科學方法。

地理學研究方法，就是地理學家在研究地理問題時所用的科學方法。

地理學研究方法，就是地理學家在研究地理問題時所用的科學方法。

地理學研究方法，就是地理學家在研究地理問題時所用的科學方法。

地理學研究方法，就是地理學家在研究地理問題時所用的科學方法。

議案第32号

平成29年2月17日提出

松山市長 野志克仁

松山市駐車場条例の一部改正について

松山市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市駐車場条例の一部を改正する条例

松山市駐車場条例（平成10年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の表松山市二番町駐車場の項を削る。

第4条第1項中「（松山市二番町駐車場にあっては道路法（昭和27年法律第180号）第24条の2第1項）」を削り、同条第2項第1号中「普通自動車」を「準中型自動車、普通自動車」に改める。

第13条の2第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、他の法令等に特別の定めがある場合を除くほか、駐車場に次に掲げる事項を表示した標識を設けるものとする。

第13条の2第1項第3号及び第2項中「二番町駐車場」を「駐車場」に改め、同条第3項を削る。

第17条第1項中「、松山市二番町駐車場」を削り、同条第4項中「普通自動車」を「準中型自動車、普通自動車」に改める。

第25条中「第13条まで及び第13条の2第3項」を「第13条の2まで」に、「から第13条までの規定」を「、第11条及び第13条」に、「第13条の2第3項中「二番町駐車場以外の」を「第12条及び第13条の2中「」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4条第2項第1号及び第17条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

（松山城山索道条例の一部改正）

2 松山城山索道条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「第3項」を削る。

(松山市鹿島公園渡船施設使用料条例の一部改正)

3 松山市鹿島公園渡船施設使用料条例（平成16年条例第90号）の一部を次のように改正する。

第8条中「、第7条から第13条まで並びに第13条の2第1項及び第2項」を「及び第7条から第13条の2まで」に改める。

(提案理由)

道路交通法の改正に伴い準中型自動車の駐車料金を定めるとともに、二番町駐車場を廃止するため、本案を提出する。

議案第33号

平成29年2月17日提出

松山市長 野志克仁

松山市手数料条例の一部改正について

松山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市手数料条例の一部を改正する条例

松山市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第15号の2中「7,400円」を「7,500円」に改め、同項第21号の3中「6,300円」を「7,000円」に改め、同項第84号、第86号の3及び第86号の7中「11,700円」を「12,000円」に改め、同項第86号の11中「4,100円」を「5,100円」に改め、同項第86号の14中「11,000円」を「11,900円」に改め、同項第124号の2ア(ア)の表中「から第124号の8まで」を「及び第124号の11」に改め、「登録住宅性能評価機関」の次に「（以下「登録住宅性能評価機関」という。）」を、「設計住宅性能評価書」の次に「（以下「設計住宅性能評価書」という。）」を加え、同ア(イ)の表中「住宅品質確保法第5条第1項に規定する」を削り、同項第124号の4中「、次号及び第124号の8」を「及び次号」に改め、同号ア(ア)aの表中「第54条第1項各号」を「第54条第1項第1号」に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下この号、第124号の6及び第124号の8において「省エネルギー法」という。）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関、住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（以下この号において「審査機関」という。）」を「登録住宅性能評価機関」に改め、「住宅品質確保法第6条第1項に規定する」を削り、同ア(ア)bの表中「第54条第1項各号」を「第54条第1項第1号」に、「審査機関」を「登録住宅性能評価機関」に改め、「住宅品質確保法第6条第1項に規定する」を削り、同ア(イ)を次のように改める。

(イ) 非住宅建築物 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 低炭素化法第54条第1項第1号に掲げる基準の適合性に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築

物省エネ法」という。) 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)の技術的審査を受けている場合 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該区分に定める額

床面積の合計	手数料
300平方メートル以内のもの 1件につき	10,700円
300平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの 1件につき	29,700円
2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの 1件につき	88,300円
5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のもの 1件につき	139,600円
10,000平方メートルを超える25,000平方メートル以内のもの 1件につき	176,200円
25,000平方メートルを超えるもの 1件につき	220,200円

b 低炭素化法第54条第1項第1号に掲げる基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けていない場合 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 標準入力法又は主要室入力法による審査 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該区分に定める額

床面積の合計	手数料
300平方メートル以内のもの 1件につき	264,300円
300平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの 1件につき	420,900円
2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの 1件につき	598,800円
5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のもの 1件につき	734,300円
10,000平方メートルを超える25,000平方メートル以内のもの 1件につき	865,500円
25,000平方メートルを超えるもの 1件につき	987,800円

(b) モデル建物法による審査 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該区分に定める額

床面積の合計	手数料
300 平方メートル以内のもの 1 件につき	105, 500 円
300 平方メートルを超えるもの 1 件につき	176, 500 円
2, 000 平方メートルを超えるもの 1 件につき	285, 600 円
5, 000 平方メートルを超えるもの 1 件につき	372, 800 円
10, 000 平方メートルを超えるもの 1 件につき	448, 000 円
25, 000 平方メートルを超えるもの 1 件につき	525, 500 円

第2条第1項第124号の8ア(ア)の表中「省エネルギー法第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅品質確保法第5条第1項に規定する」を削り、「、建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは低炭素化法第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの認定）を「又は建築物省エネ法施行規則第25条第2項（建築物省エネ法施行規則第28条において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する通知書若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下この号において「低炭素化法施行規則」という。）第43条第2項（低炭素化法施行規則第46条において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する通知書（これらの通知書）に、「）又は」を「）若しくは」に改め、同ア(イ)の表中「省エネルギー法第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅品質確保法第5条第1項に規定する」を削り、「、建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは低炭素化法第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの認定）を「又は建築物省エネ法施行規則第25条第2項に規定する通知書若しくは低炭素化法施行規則第43条第2項に規定する通知書（これらの通知書）に、「）又は」を「）若しくは」に改め、同号イ(ア)の表及び(イ)の表中「基準」を「建築物エネルギー消費性能基準」に、「省エネルギー法第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは低炭素化法第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物

新築等計画の認定を受けている場合（これらの認定）を「第12条第6項若しくは第13条第7項に規定する適合判定通知書、建築物省エネ法施行規則第25条第2項に規定する通知書若しくは低炭素化法施行規則第43条第2項に規定する通知書（これらの通知書）に改め、「限る。」の次に「の交付を受けている場合」を加え、同号を同項第124号の11とし、同項第124号の7を同項第124号の10とし、同項第124号の6中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号から第124号の8までにおいて「建築物省エネ法」という。）」を「建築物省エネ法」に改め、同号ア(7)の表中「省エネルギー法第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅品質確保法第5条第1項に規定する」及び「住宅品質確保法第6条第1項に規定する」を削り、同ア(イ)aの表及びbの表中「省エネルギー法第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同号を同項第124号の9とし、同項第124号の5の次に次の3号を加える。

(124)の6 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定に係る手数料（建築物省エネ法第12条第1項及び第13条第2項関係） 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一次エネルギー消費量の算定対象となる建築物の部分を有する建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 標準入力法又は主要室入力法による審査 次に掲げる非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該区分に定める額

非住宅部分の床面積の合計	手数料
適合性判定を受けようとする建築物の法における主要用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設である場合	左に掲げる場合以外の場合
300平方メートル以上2,000平方メートル未満 件につき	52,100円 44,470円

2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 1 件につき	123,200 円	634,600 円
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 1 件につき	182,200 円	781,600 円
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満 1 件につき	225,000 円	923,800 円
25,000 平方メートル以上 1 件につき	278,300 円	1,053,800 円

(イ) モデル建物法による審査 次に掲げる非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該区分に定める額

非住宅部分の床面積の合計	手数料	
適合性判定を受けようとする建築物の法における主要用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設である場合		左に掲げる場合以外の場合
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 1 件につき	45,700 円	176,500 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 1 件につき	115,100 円	285,600 円
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 1 件につき	173,300 円	372,800 円
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満 1 件につき	215,300 円	448,000 円
25,000 平方メートル以上 1 件につき	267,000 円	525,500 円

イ 一次エネルギー消費量の算定対象となる建築物の部分を有しない建築物 次に掲げる非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、当該区分に定める額

非住宅部分の床面積の合計	手数料
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 1 件につき	45,700 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル 未満 1 件につき	115,100 円
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル 未満 1 件につき	173,300 円
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メー トル未満 1 件につき	215,300 円
25,000 平方メートル以上 1 件につき	267,000 円

(124) の 7 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の適合性判定に係る手数料（建築物省エネ法第 12 条第 2 項及び第 13 条第 3 項関係） 建築物の区分に応じ前号に規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）

(124) の 8 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。第 124 号の 11 において「建築物省エネ法施行規則」という。）第 11 条関係） 建築物の区分に応じ第 124 号の 6 に規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）

第 2 条第 2 項中「100 分の 80」を「100 分の 90」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

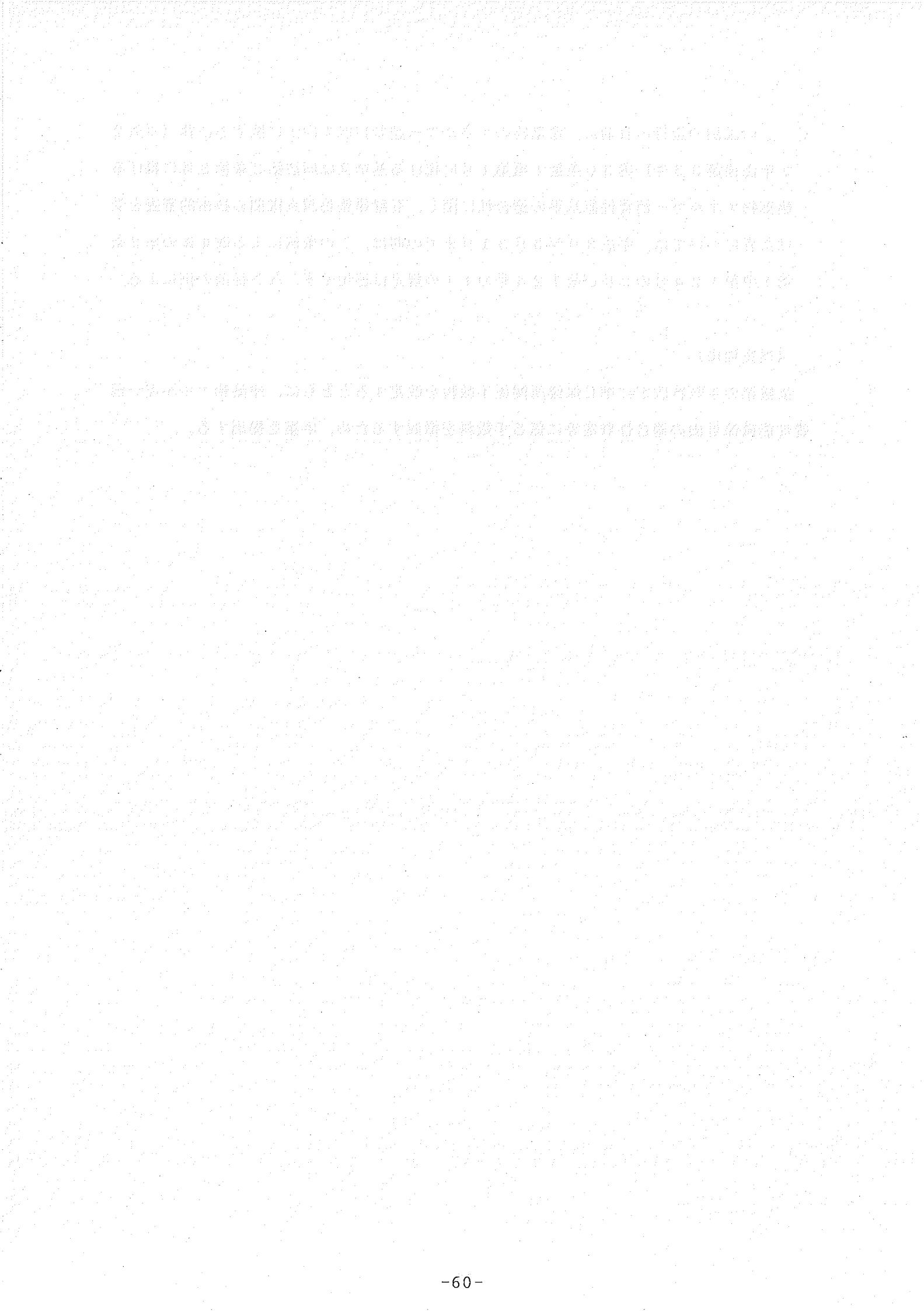
（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 54 条第 1 項各号に掲げる基準の適合性に関し、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関（次項において「登録建築物調査機関」という。）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関の技術的審査を受けた者については、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、この条例による改正後の第 2 条第 1 項第 124 号の 4 の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項第1号に掲げる基準又は同法第2条第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録建築物調査機関の技術的審査を受けた者については、平成30年3月31日までの間は、この条例による改正後の第2条第1項第124号の9及び第124号の11の規定は適用せず、なお従前の例による。

（提案理由）

愛媛県の手数料改定に準じ保健所関係手数料を改定するとともに、建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定等に係る手数料を徴収するため、本案を提出する。



議案第34号

平成29年2月17日提出

松山市長 野志克仁

松山市企業立地促進条例の一部改正について

松山市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市企業立地促進条例の一部を改正する条例

松山市企業立地促進条例（平成13年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次に」を「、次の各号に」に改め、同条第1号中「事業を営む者で、」を削り、「事業所」を「事業を営む者」に改め、同条第4号中「（短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に定める者をいう。）を含む。次条において同じ。）で」を「で、」に改め、同条中第11号から第13号までを削り、第10号を第14号とし、第6号から第9号までを4号ずつ繰り下げ、同条第5号中「、家屋及び」を「及び家屋（いずれも当該企業の所有権の登記がされているものに限る。）並びに」に改め、同号を同条第9号とし、同号の前に次の4号を加える。

(5) 正規雇用従業員 新規雇用従業員のうち、常勤の者であって、雇用期間の定めがないもの（次号に掲げる者を除く。）をいう。

(6) 地域限定型正規雇用従業員 新規雇用従業員のうち、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。

ア 常勤であること。

イ 雇用期間の定めがないこと。

ウ 勤務地が限定されていること。

エ 勤務条件が、その雇用される企業において同種の業務に従事する通常の従業員の勤務条件と異なること。

(7) 有期雇用従業員 新規雇用従業員のうち、1週間の労働時間が30時間以上の者であって、賃金が年又は月を単位として定められ、かつ、雇用期間が定められているもののをいう。

(8) 転勤者 企業の立地に伴い、市外の事業所から市内の事業所に転勤となった従業員で、規則で定める者をいう。

第2条に次の3号を加える。

- (15) 集積業種 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第5条第2項第6号に規定する指定集積業種で、規則で定めるものをいう。
- (16) 本社機能を有する事業所 企業の事業所であつて、規則で定める部門を有するものをいう。
- (17) 事業所の操業開始 企業の立地に係る事業所（立地用資産取得に係るものも含む。）で事業活動を開始することをいう。

第4条第1項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 移住奨励金 第4条第1項に次の1号を加える。
- (6) 子育て支援企業奨励金 第4条第3項中「第6条」を「第6条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改め、同項第1号中「伴い、」を「伴う」に改め、「をしたとき。」を削り、同項第2号中「もの」を削り、「認めたとき。」を「認めるもの」に改め、同条第4項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同条第6項を同条第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 子育て支援企業奨励金は、第6条第1項の規定により企業立地促進奨励金の交付の指定を受けた企業が、当該企業の市内の事業所に勤務する従業員に対し、次の施設又は事業（別表において「保育施設等」という。）の利用に係る費用を補助する場合に交付する。

- (1) 保育所
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業

第4条第5項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、「、企業の立地に係る事業所（立地用資産取得に係るものも含む。）の継続的な使用の開始（以下「事業所の操業開始」という。）前に」を削り、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 移住奨励金は、第6条第1項の規定により企業立地促進奨励金の交付の指定を受けた企業が、転勤者を引き続き1年以上雇用した場合に交付する。

第6条第1号ア中「先端技術産業、学術研究機関若しくは情報サービス業（次号において

て「先端技術産業等」という。)」を「集積業種」に改め、同号ウを削り、同条第2号中「先端技術産業等」を「集積業種」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの要件に該当する企業は、指定事業者として指定しない。

- (1) 企業の立地に係る事業が、愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）に規定する青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為に係るものであること。
- (2) 企業の立地に係る事業が、宗教活動又は政治活動に係るものであること。
- (3) 松山市暴力団排除条例（平成22年条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である者又はその役員のうちに暴力団員等のある者であること。
- (4) その従業員のうちに暴力団員等のある者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団関係事業者と取引関係のある者であること。
- (6) 市税を滞納している者であること。

第7条中「前条」を「前条第1項」改める。

第11条に後段として次のように加える。

この場合において、企業立地促進奨励金（第6条第1項第1号イに係る奨励措置によるものを除く。）にあっては、10年以内の期間に分割して交付するものとする。

第13条第1号中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同条第6号中「前3号に掲げるもののほか、この条例又はこれ」を「この条例又はこの条例」に、「違反する行為があった」を「違反した」に改め、同号を同条第7号とし、同条第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「日」の次に「（以下「操業開始日」という。）」を加え、同号を同条第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (2) 第6条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

第13条に次の2号を加える。

- (8) 指定事業者の社会的信用を著しく損なう行為を行ったと市長が認めたとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

第15条中「又は資料の提出を求める」を「若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査をする」に改める。

付則第2項中「平成29年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	奨励金の額	対象期間	1事業所当たりの限度額
企業立地促進奨励金	(1) 新設の場合 投下固定資産総額に係る固定資産について市が評価した額（以下「評価額」という。）の100分の8以下の額。ただし、新設に係る事業所が本社機能を有する事業所であるときは、評価額の100分の10以下の額 (2) 増設又は移設の場合 評価額の100分の5以下の額。ただし、増設又は移設に係る事業所が本社機能を有する事業所であるときは、評価額の100分の7以下の額	操業開始日から1年を経過するまでの期間の範囲内。ただし、操業開始日前に投下固定資産総額に係る固定資産を取得するときは、市長が定める日から操業開始日から1年を経過する日までの期間の範囲内	5億円
第6条第1項第1号イに該当する場合（同号アに係る奨励措置を受ける場合を除く。）	(1) 新設かつ新規雇用従業員の数が10人以上の場合 第6条第1項第1号イに規定する賃借に係る適正な賃借料の額（以下「適正賃借料額」という。）の4分の1以下の額。ただし、新設に係る事業所が本社機能を有する事業所であるときは、適正賃借料額の3	操業開始日から10年を経過する日までの期間の範囲内	1億円

	<p>分の 1 以下の額</p> <p>(2) 前号に掲げる場合 以外の場合 適正賃 借料額の 6 分の 1 以 下の額。ただし、企 業の立地に係る事業 所が本社機能を有す る事業所であるとき は、適正賃借料額の 4 分の 1 以下の額</p>		
第 6 条第 1 項第 2 号に該当する場合 (同項第 1 号に係 る奨励措置を受 ける場合を除く。)	<p>(1) 新設のための立地 用資産取得の場合 評価額の 100 分の 8 以下の額。ただし 、新設に係る事業所 が本社機能を有する 事業所であるときは 、評価額の 100 分 の 10 以下の額</p> <p>(2) 増設又は移設のた めの立地用資産取得 の場合 評価額の 1 00 分の 5 以下の額 。ただし、増設又は 移設に係る事業所が 本社機能を有する事 業所であるときは、 評価額の 100 分の 7 以下の額</p>	<p>操業開始日から 1 年を経過する日ま での期間の範囲内 。ただし、操業開 始日前に立地用資 産取得を行うとき は、市長が定める 日から操業開始日 から 1 年を経過す る日までの期間の 範囲内</p>	5 億円
新規事業促進奨励金	評価額の 100 分の 0 7 以下の額	<p>操業開始日から 1 年を経過する日ま での期間の範囲内 。ただし、操業開 始日前に投下固定 資産総額に係る固 定資産を取得する ときは、市長が定 める日から操業開 始日から 1 年を経 過する日までの期</p>	5, 000 万円

		間の範囲内	
雇用促進奨励金	(1) 正規雇用従業員1人につき55万円以下。ただし、正規雇用従業員が女性又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第2条第1項に規定する高年齢者(以下「女性等」という。)であるときは、1人につき60万円以下 (2) 地域限定型正規雇用従業員1人につき45万円以下。ただし、地域限定型正規雇用従業員が女性等であるときは、1人につき50万円以下 (3) 有期雇用従業員1人につき30万円以下。ただし、有期雇用従業員が女性等であるときは、1人につき35万円以下	(1) 新設の場合 操業開始日の6月前の日から操業開始日から5年を経過する日までの期間の範囲内。ただし、第6条第1項第1号イに該当する場合において、新規雇用従業員の数が10人未満のとき(同号アに係る奨励措置を受けるときを除く。)は、操業開始日の6月前の日から操業開始日から1年を経過する日までの期間の範囲内 (2) 増設又は移設の場合 操業開始日の6月前の日から操業開始日から1年を経過する日までの期間の範囲内	移住奨励金の額と合算して1億円
移住奨励金	転勤者1人につき25万円以下	操業開始日の6月前の日から操業開始日から1年を経過する日までの期間の範囲内	雇用促進奨励金の額と合算して1億円
環境保全奨励金	環境保全事業の実施に要した費用の2分の1以下の額	操業開始日から1年を経過する日までの期間の範囲内。ただし、操業開始日前に環境保全	5,000万円

		事業を実施するときは、市長が定める日から操業開始日から 1 年を経過する日までの期間の範囲内	
子育て支援企業奨励金	従業員の保育施設等の利用に係る費用の補助に要した費用の 2 分の 1 以下の額	操業開始日から 3 年を経過する日までの期間の範囲内	500 万円

備考

- 1 奨励金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 賃借料には、敷金及び礼金は含まない。
- 3 企業立地促進奨励金（第 6 条第 1 項第 1 号イに係る奨励措置によるものを除く。）は、原則として、10 年間に分割して交付する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の第 8 条第 1 項の規定による指定を受けている企業に係る奨励金（子育て支援企業奨励金を除く。）については、なお従前の例による。

(子育て支援企業奨励金に関する特例)

- 3 平成 13 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に奨励金の交付を受けることができる者として市長の指定を受けた企業は、平成 31 年 3 月 31 日までの間に限り、この条例による改正後の第 4 条第 1 項第 6 号に規定する子育て支援企業奨励金の交付の申請をすることができる。この場合において、当該企業に対するこの条例による改正後の別表子育て支援企業奨励金の項の適用については、同項中「操業開始日」とあるのは、「子育て支援企業奨励金の交付を申請した日」とする。

(松山市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部改正)

- 4 松山市工場立地法に基づく準則を定める条例（平成 25 年条例第 20 号）の一部を次

のよう改訂する。

第1条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

(松山市中小企業振興基本条例の一部改正)

5 松山市中小企業振興基本条例(平成26年条例第32号)の一部を次のように改定する。

第2条第1号中「規定する中小企業者」の次に「(同条第5項に規定する小規模企業者を含む。)」を加える。

(提案理由)

企業立地促進に係る奨励措置を見直して引き続き実施するため、本案を提出する。

議案第35号

平成29年2月17日提出

松山市長 野志克仁

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

記

1. 契約名 平成29年度包括外部監査契約
2. 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
3. 契約の始期 平成29年4月1日
4. 契約の金額 11,312,000円を上限とする額
5. 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、費用の一部を前金払できるものとする。
6. 契約の相手方 住所 松山市余戸東五丁目
氏名 松友 映明
資格 公認会計士

(提案理由)

地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結するため、本案を提出する。

(参考照)

地方自治法(抄)

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体(以下「包括外部監査対象団体」という。)の長は、政令の定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(2) 政令で定める市

地方自治法施行令（抄）

（包括外部監査契約を締結しなければならない市）

第174条の49の26 地方自治法第252条の36第1項第2号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

議案第36号

平成29年2月17日提出

松山市長 野志克仁

汚水処理に係る事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項及び第252条の14第1項の規定により、汚水処理に係る事務に關し、砥部町と協議により次のとおり規約を定め、事務の一部を委託する。

記

砥部町と松山市との汚水処理に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 松山市は、別図に示す松山市の区域の汚水処理に係る事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を砥部町に委託する。

（委託事務以外の事務の管理及び執行）

第2条 前条の区域の委託事務以外の事務の管理及び執行については、松山市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、松山市が負担するものとする。

2 前項の経費は、第1条の区域の計画汚水量及び有収水量等を基準として算定し、その支払方法及び支払時期は、砥部町と松山市が協議して定めるものとする。

（連絡会議）

第4条 砥部町長及び松山市長は、委託事務の管理及び執行についての調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

（条例等改正の場合の措置）

第5条 委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を変更しようとするときは、あらかじめ、砥部町は松山市に、松山市は砥部町に通知しなければならない。

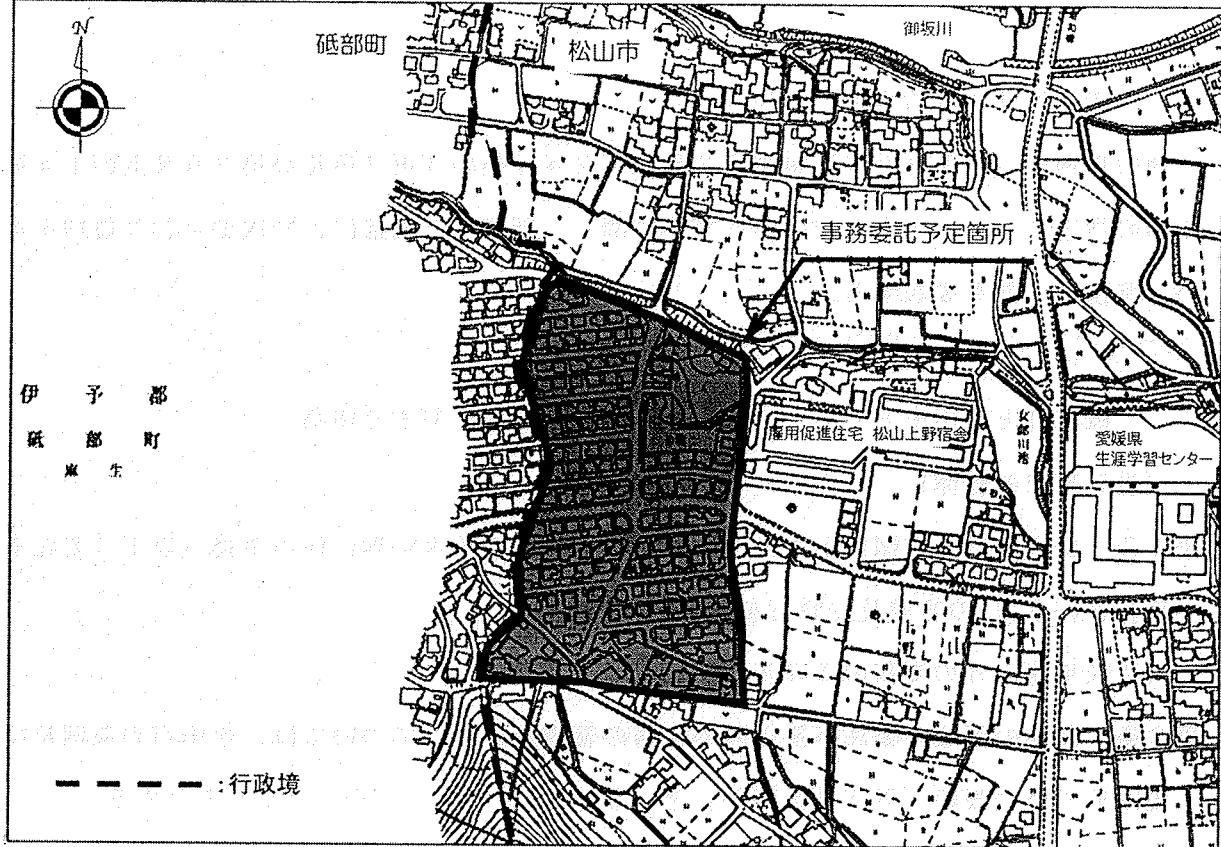
（補則）

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に關し必要な事項は、砥部町長と松山市長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

別図(第1条関係)



(提案理由)

砥部町への本市の一部の区域の汚水処理に係る事務の委託について、地方自治法第244条の3第3項及び第252条の14第3項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

3 第252条の2の2 第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

(協議会の設置)

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

（三）機器の運搬

機器の運搬は、車両の運送と並んで最も重要な輸送方法である。機器の運送には、車両の運送と並んで最も重要な輸送方法である。

機器の運送には、車両の運送と並んで最も重要な輸送方法である。

議案第37号

平成29年2月17日提出

松山市長 野志克仁

道後温泉別館及び椿の湯に係る指定管理者の指定について

道後温泉別館及び椿の湯に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1. 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
(1) 道後温泉別館	松山市道後湯之町19番22号
(2) 椿の湯	松山市道後湯之町19番22号

2. 指定管理者の名称 愛媛県松山市道後湯之町6番8号

道後温泉コンソーシアム

代表者 道後温泉旅館協同組合

理事長 新山 富左衛門

構成団体 道後商店街振興組合

理事長 三好 隆

株式会社レスパスコーポレーション

代表取締役 越智 陽一

3. 指定の期間 平成29年9月1日から平成33年3月31日まで

(提案理由)

道後温泉別館及び椿の湯に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるも

のを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。

議案第38号

平成29年2月17日提出

松山市長 野志克仁

工事請負契約の変更について

(松山市菅沢町産業廃棄物最終処分場支障等除去対策工事)

平成27年第4回定例会において議決を得た議案第109号松山市菅沢町産業廃棄物最終処分場支障等除去対策工事請負契約を次のとおり変更する。

記

区分	請負金額
変更前	51億2,136万円
変更後	52億8,532万8,840円

(提案理由)

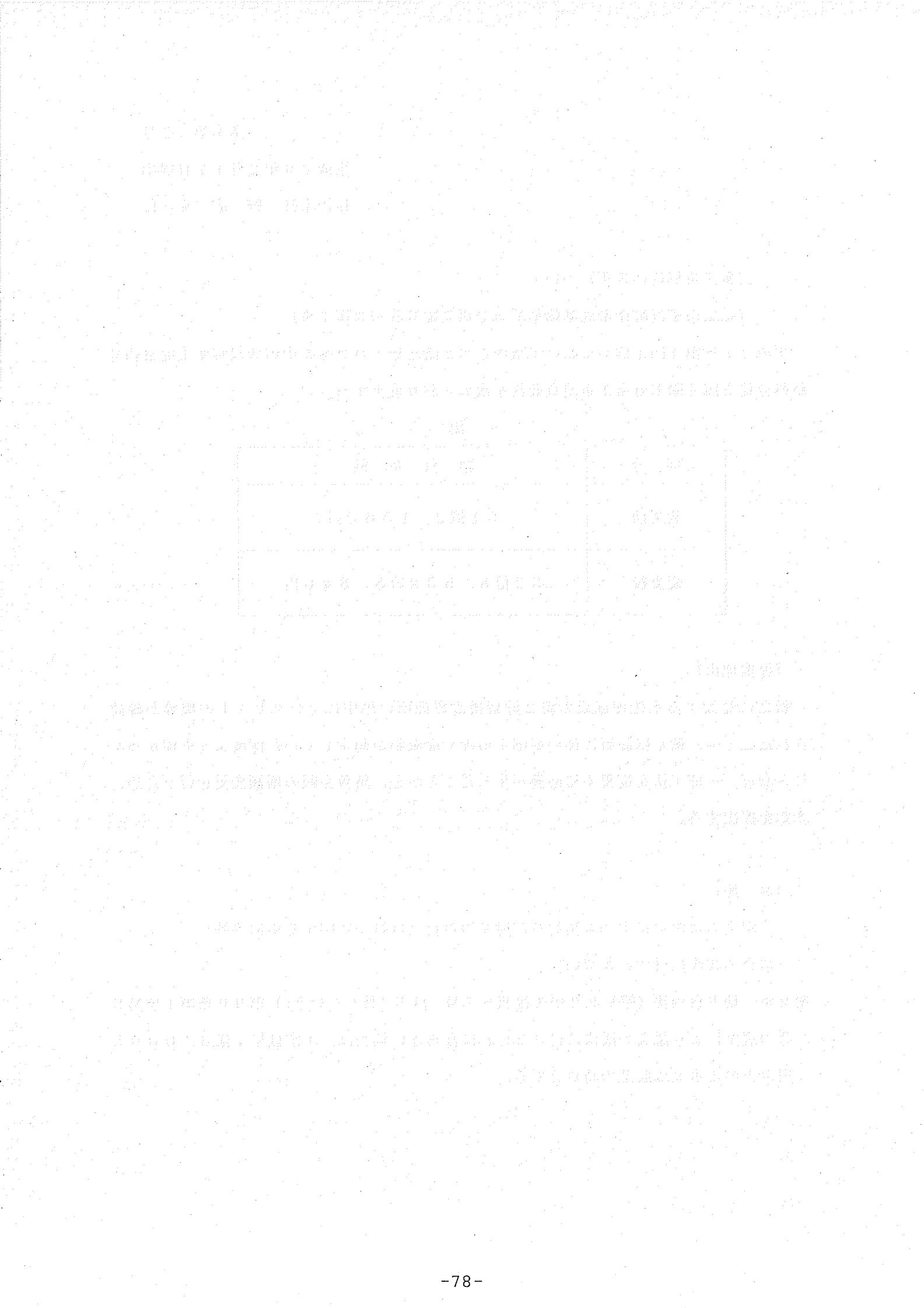
新たに建設する水処理施設の第2貯留槽設置箇所の地中にコンクリートの塊等が確認されたことや、遮水壁設置に伴い掘削する埋立廃棄物が想定していた深度よりも深かったことなど、一部工法を変更する必要が生じたことから、請負金額の増額変更を行うため、本案を提出する。

(参考照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。



議案第39号

平成29年2月17日提出

松山市長 野志克仁

特定事業契約の締結について（松山市立小中学校空調設備整備PFI事業）

次のとおり特定事業契約を締結する。

記

1. 事業名 松山市立小中学校空調設備整備PFI事業
2. 事業場所 松山市二番町四丁目6番地1（松山市立番町小学校）外77小中学校の普通教室及び特別教室
3. 事業内容 新規空調設備の設計、施工、工事監理、所有権移転、維持管理及び移設等業務並びに既設空調設備の維持管理業務
4. 契約の相手方 愛媛県松山市六軒家町1番13号
株式会社松山学校空調PFIサービス
代表取締役 山本 愛朗
5. 契約金額 58億8,561万6,979円
上記金額に、物価変動又は消費税率変更による増減額を加算した額
6. 契約方法 総合評価一般競争入札
7. 事業期間 契約締結の日から平成42年3月31日まで

（提案理由）

本件は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により特定事業契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参考照）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抄）

（地方公共団体の議会の議決）

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

議案第40号

平成29年2月17日提出

松山市長 野志克仁

財産の取得について（東中学校及び東雲小学校用地）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 不動産の表示

松山市文京町2番2

宅地 9, 655.73 平方メートル

2. 取得価格

1億6, 250万円

3. 契約の相手方

国 分任契約担当官

四国財務局 松山財務事務所長 豊田 修

4. 契約の方法

随意契約

(提案理由)

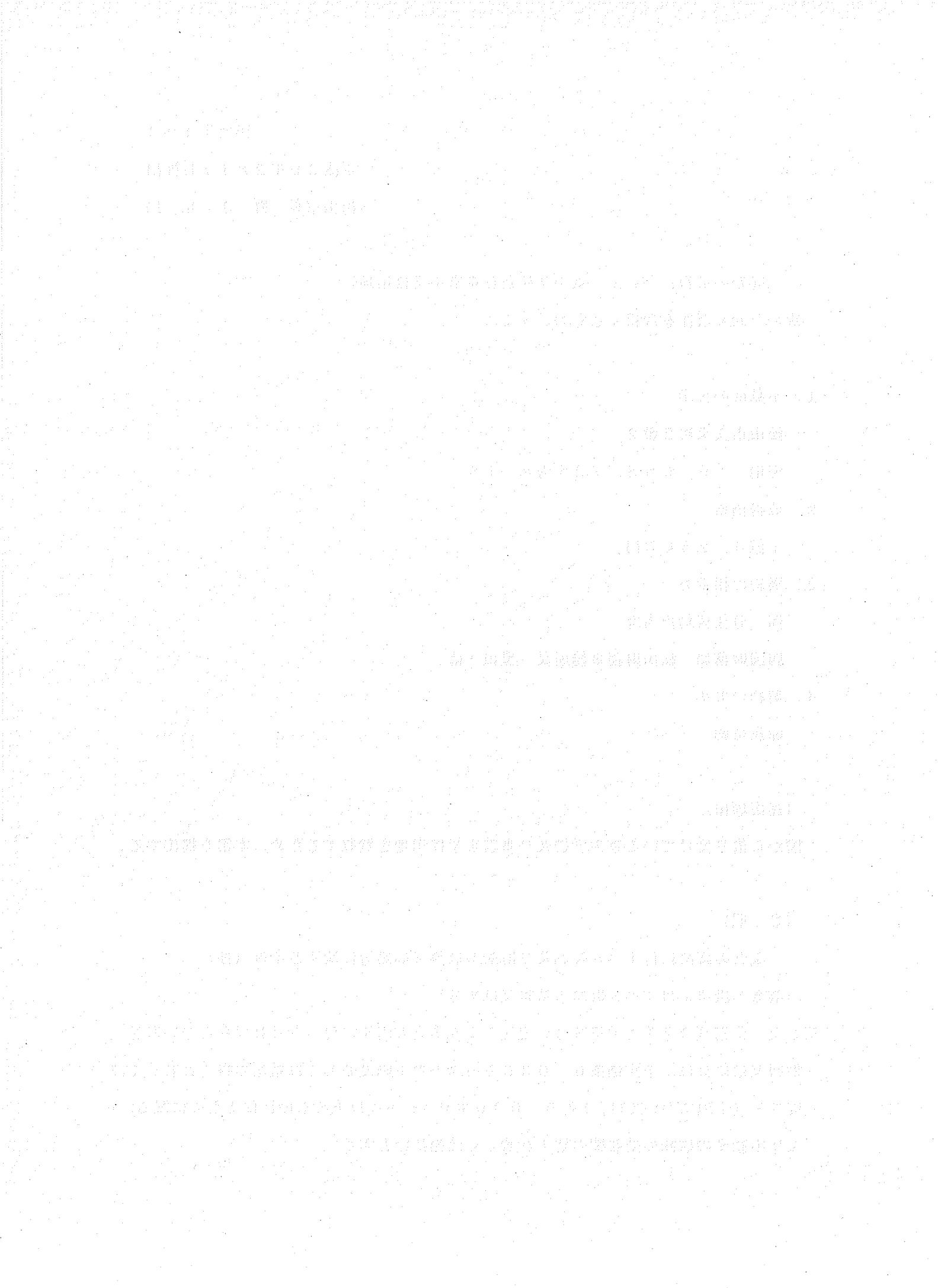
国から借り受けている東中学校及び東雲小学校用地を買収するため、本案を提出する。

(参考照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付きなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6, 000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5, 000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



議案第41号

平成29年2月17日提出

松山市長 野志克仁

訴訟の提起について

次のとおり訴えを提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1 当事者

- (1) 原告 松山市
- (2) 被告 松山市在住 男性

2 事件名 生活保護費返還請求事件

3 事件内容

被告は、平成20年4月1日から生活保護を受給しているところ、平成27年4月14日に保有していた不動産を売却し、収入を得た。

そこで、市は、被告に対し、生活保護法第63条の規定に基づき、不動産の売却によって得た1,042万4,203円の返還を求めたが、その後の再三の要請にもかかわらず、被告は返還に応じない。

よって、市は被告に対し、上記返還金の支払を求めるものである。

4 請求の趣旨

- (1) 被告は、市に対し、1,042万4,203円を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- (3) 仮執行宣言

(提案理由)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、訴訟の提起について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参考照)

地方自治法（抄）

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。